

平成28年度 第2回 港区子ども・子育て会議 議事要旨			
年月日	平成28年7月7日 (木)	資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 港区子ども・子育て支援事業計画 平成27年度実施状況 ・資料2 平成28年4月1日現在の保育定員数等 ・資料2-2 平成28年4月1日現在の学童クラブ定員数等 ・資料3 平成28年度港区子ども・子育て会議 諮問・答申スケジュール ・資料4 平成28年度港区子ども・子育て会議 グループ会議のメンバー表 <p><机上配布></p> <ul style="list-style-type: none"> ・港区子ども・子育て支援事業計画 ・参考 施設の運営経費について (平成27年度第3回会議資料3に該当)
時間	18:45～20:30		
場所	みなと保健所		
次第	1. 諮問 2. 議事 (1) 港区子ども・子育て支援事業計画 平成27年度実施状況について (2) 平成28年度港区子ども・子育て会議 諮問・答申スケジュールについて 3. グループ討議 (1) 第1グループ グループ会議 (2) 第2グループ グループ会議 4. その他		
出席者			
会長	國學院大學人間開発学部	教授	神長 美津子
委員	公募区民		熊崎 義紀
	公募区民		真貝 愛
	公募区民		村田 聖子
	港区私立幼稚園連合会		北條 泰雅
	港区私立保育園長会		東 美智枝
	港区麻布子ども中高生プラザ	館長	佐野 真一
	港区私立幼稚園PTA連合会	会長	岡本 真央
	東京都立青山特別支援学校	PTA会長	佐藤 美恵
	日本労働組合総連合会東京都連合会 (連合東京) 港地区協議会	議長	郡司 知志
港区青少年委員会		福原 恵美	
事務局	子ども家庭支援部長 (兼務 芝浦港南地区総合支所長)		浦田 幹男
	教育委員会事務局次長		益口 清美
	子ども家庭課長兼保育・児童施設計画担当課長		長谷川 浩義
	保育担当課長		増田 玲子
	子ども家庭支援センター所長		保志 幸子
	教育委員会事務局庶務課長		佐藤 雅志
	学務課長		新井 樹夫
	指導室長		渡辺 裕之
	教育政策担当課長		山田 康友
赤坂地区総合支所区民課長		沼倉 賢司	

【開会】

1. 諮問

会長) 定刻を少し過ぎましたが、平成28年度第2回の港区子ども・子育て会議を開会いたします。お手元の次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、武井雅昭区長が出席されております。後ほどご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。それでは、次第の1、諮問に入ります。事務局からお願いいたします。

事務局) 港区子ども・子育て会議での施策の実施状況等の調査審議に当たりまして、武井区長から神長会長に諮問文をお渡しいたします。

武井区長) 港区子ども・子育て会議会長、神長美津子様。港区長、武井雅昭。

港区子ども・子育て会議条例第3条第3項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

平成27年度の子ども・子育て支援施策の実施状況とともに、今後も見込まれる年少人口の増加への対応や子どもの貧困対策などの課題を踏まえ、港区子ども・子育て支援事業計画の基本方針に掲げる施策をより効果的に推進していくために必要な事項について。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局) ここで、武井区長よりご挨拶を申し上げます。

武井区長) 皆さん、こんばんは。港区長の武井雅昭です。本日は、大変お忙しい中、平成28年度第2回港区子ども・子育て会議にご出席をいただきまして、ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日ごろから港区の子ども・子育て支援施策の推進をはじめといたしまして、区政に対し、格別のご理解とご協力を賜っております。改めまして、深く御礼申し上げます。ただいま、「港区子ども・子育て支援事業計画に掲げる施策をより効果的に推進していくために必要な事項について」を諮問させていただきました。港区は、今、全国的に人口が減少する中で、全ての世代において人口が増加しております。特に、港区生まれの子どもたちが増えております。平成26年の港区の合計特殊出生率は1.39となり、江戸川区と並んで東京23区で最も高くなりました。また、昨年、27年は、速報値ではありますが、0.05上がりまして1.44となり、国の合計特殊出生率1.46に迫っております。港区が未来を担う子どもたちの声であふれていることは、まちに活気を呼び、また将来の発展にとって、より喜ばしいものです。これからも、待機児童解消に向けて保育定員の拡大を一層進めていくことで、全ての子どもたちが、家庭の経済状況をはじめ生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持ち、健やかに成長できるよう、支援策を講じていく必要があります。

港区子ども・子育て事業計画が目指す将来像であります「安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会」を実現していくためには、行政だけではなく、区民、事業者、関係者の皆さんがそれぞれの分野で役割を担い、連携を深めてさまざまな課題解決に取り組んでいただくことが重要なことでございます。本会議におきましては、これまで委員の皆様が培ってこられた専門知識やご経験を存分に生かしていただきまして、港区の子ども・子育て支援施策がより実効性のあるものとなりますようお願いをいただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。いただいたご意見、ご提案は、できる限り子ども・子育て支援施策に反映するように努めてまいります。

結びになりますが、神長美津子会長はじめ委員の皆様方のご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせ

ていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局) 申し訳ありませんが、武井区長は、この後の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

武井区長) では、よろしくお願いいたします。

(武井区長退席)

2. 議事

(1) 港区子ども・子育て支援事業計画 平成27年度実施状況について

会長) それでは、本日の議事に入りたいと思います。議事に入る前に、本日の進行について皆様にお諮りしたいと思います。議事次第に沿ってというお話ですけれども、前回の会議において委員からご発言がありました公定価格の質疑につきまして、今日、プリント等も用意していただきました。この議事でいいますと「その他」の中で行いたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、4、その他で公定価格の質疑を行います。ただし、次第の3、グループ会議はグループに分かれて会議となりますので、議事の運営上、順番としては3の前に行いますので、進め方は、公定価格についての質疑を先に取り上げてから、その後、グループ会議ということになります。そういう進め方でよろしいですか。では、資料確認を事務局からお願いいたします。

事務局) (配布資料説明・欠席者確認等)

会長) それでは、議事に入りたいと思います。議事(1)港区子ども・子育て支援事業計画平成27年度実施状況について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局) お手元の資料1をご覧くださいませでしょうか。港区子ども・子育て事業計画では、9つの基本方針に基づきまして、合わせて101の事業を計上しております。この資料は、101の事業それぞれについての平成27年度の実施状況をまとめたものです。1枚目のA4判が総括表、2枚目以降のA3判の表が各事業の実施状況の一覧でございます。

初めに、A3判の各事業の実施状況のほうをご覧くださいませでしょうか。各ページの上段には1から9までの基本方針を表示しまして、一番左側の列に表示の中事業単位でまとめた上で、これが101事業あるわけですけれども、2列目の小事業ごとに事業内容、支援事業計画の中での掲載ページ、平成27年度の実施予定、平成27年度末時点での実施状況、進捗状況の評価、最後に今後の取り組み予定を記載してございます。進捗状況の評価につきましては、表の上に凡例がございますけれども、計画どおりに進んでいる事業がA、計画より遅れている事業はB、未着手の事業はCという3段階での自己評価としております。なお、右端になりますけれども、今後、開催していくグループ会議におきまして、それぞれの事業が第1グループと第2グループのいずれに関連するのかをわかりやすくするために、該当するグループの欄に丸の表示をしてございます。ここで、1枚目のA4判の総括表をご覧くださいませでしょうか。101事業のうち、計画どおりに進んでおりA評価とした事業が100事業、計画より遅れておりB評価とした事業が1事業となっております。時間の関係もございませますので、A評価の事業の説明については割愛させていただきます、B評価とした事業についてご説明させていただきます。A3判の各事業一覧の9ページをご覧くださいませでしょうか。上から2つ目の事業になりますけれども、中事業の番号ですと(2)就学児童の居場所づくりにおける質の確保の①学童クラブ事業における民間活

力の導入でございます。区が条例で定める基準を満たした民間学童クラブ事業に対する運営支援を行って、多様な運営主体による学童クラブの推進に取り組むというものでございます。平成27年度の予定といたしましては、民間学童クラブに対する運営支援のあり方を検討するとしておりました。実施状況といたしましては、23区の実態を調査した上で検討を進めているところですが、民間学童クラブには車での送迎ですとか夕食の提供をはじめ、さまざまな付加価値をつけてサービス展開しているケースが多く、区としてどのような事業展開を誘導して、どのような支援を行っていくべきかといった具体的な支援のあり方をまとめるまでには至っていないことから、B評価といたしました。今後、できる限り早期に運営支援のあり方をまとめてまいります。続いて、同じくA3判の24ページをご覧くださいませでしょうか。24ページからは、計画期間中の予定事業量等を年度単位で計画計上している事業の実施状況をお示ししております。最初にあります項番1、教育・保育施設等の充実、①幼児教育を例に挙げますと、上段の〈計画〉としている表が支援事業計画に記載している内容でございまして、下段の〈実績〉の表が現時点までの実績をあらわしたもので、網かけの部分が平成27年度の実績となっております。個々の事業ごとの説明については、同じく時間の関係で割愛させていただきます。資料1の各事業の実施状況の説明は以上となります。

あわせて、支援事業計画に掲げる取り組みの成果という観点で、保育施設と学童クラブの定員拡大の状況等について、本年4月の区長記者発表の資料を用いてご説明させていただきます。まず、資料2をご覧くださいませでしょうか。待機児童解消に向けた保育定員の拡大についてでございます。ただいまご説明した平成27年度の各事業の実施状況の中でもお示ししておりますけれども、区は区立認可保育園の開設や私立認可保育園の誘致などによりまして、平成28年4月1日現在の保育定員を7,006名とし、前年度当初と比較しまして368名拡大をしております。この結果、4月1日現在の待機児童は64名となっております。就学前人口が大幅に増加しているため、待機児童の数は前年度当初の30名から増加しておりますけれども、今後も、中央の四角囲みにお示ししている保育施設の開設を始めまして、さまざまな手法によって保育定員の拡大を図り、保育児童の解消に努めてまいります。こちらの資料の2ページは、経年での保育施設の整備状況、待機児童の状況をグラフでお示ししております。このグラフの一番左端が平成18年度になりますけれども、18年度と比較しますと保育定員は約3.3倍に拡大しており、待機児童数はピークとなっております平成22年度の274名から、ただいまご案内のとおり64名まで減少しているという状況でございます。

続いて、3ページのA3判では、年齢別、地区別の状況をお示ししております。待機児童数は、年齢で見ますと0歳、1歳が大半を占め、地区別では芝浦港南地区が最も多いという状況になっております。保育の定員拡大のほうは以上とさせていただきます。続いて資料2-2をご覧くださいませでしょうか。こちらは学童クラブの定員拡大の状況でございます。平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の実施に伴って、学童クラブの対象者に小学校4年生から6年生が新たに加わったことや児童数の増加が続いていることを踏まえて、さまざまな手法により学童クラブの定員拡大を進めております。平成28年度は、新規開設や既存の学童クラブの定員拡大によりまして総定員を2,685名としております。2ページに施設ごとの状況をお示ししておりますけれども、全部で29施設、総定員2,685名に対して、4月1日時点の学童クラブの入会者は2,285名となっております。今現在はさらに増えまして、6月時点ですと2,350名まで増加している状況でございます。希望する学童クラブに入会できなかった児童は4月1日時点20名で、子ども中高生プラザや児童館の一般利用などによりまして、放課後の

居場所を提供しているところでございます。今後も、学童クラブを必要とする全ての児童を受け入れられるよう、定員拡大に取り組むとともに内容の充実に努めまして、放課後の適切な遊びと生活の場を提供してまいります。説明は以上となります。

なお、ただいまご説明した各事業の実施状況に関しましての質問、ご意見等につきましては、この後に予定されておりますグループ会議の中で承らせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会長) ありがとうございます。平成27年度の実施状況等についてご説明がありました。今、事務局からお話がありましたように、今回の具体的な内容につきましては今後のグループ会議の中で審議していきたいと思っております。

(2) 平成28年度港区子ども・子育て会議の諮問・答申スケジュールについて

会長) 続いて、次第に移りまして、議事(2)平成28年度港区子ども・子育て会議の諮問・答申スケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局) 資料3をご覧くださいませでしょうか。前回の会議の中でもお示しさせていただきましたけれども、より細かなスケジュールとしてこちらの資料にまとめさせていただいております。上から順にですけれども、本日7月7日に諮問させていただいて、この後に各グループに分かれまして、第1回グループ会議に向けて、グループで討議いただくテーマ等について確認いただければと思います。7月下旬に第1回グループ会議を開催させていただきます。日程につきましては、第1グループが7月28日木曜日午後6時30分から、第2グループが7月25日月曜日午後6時30分からとさせていただきますと存じます。詳しくは、また改めてご案内させていただきます。第2回グループ会議は8月下旬を予定しております。日程につきましては、調整させていただいた後にご案内させていただきます。

9月になりまして、各グループの討議内容について事務局で取りまとめさせていただいて、この際、必要に応じて各委員の皆様、座長のお二方にそれぞれ確認をとらせていただきたいと思います。10月中旬に第3回子ども・子育て会議を予定しております。2つのグループでの討議内容のご報告をいただいた後に答申を決定いただければと思います。10月下旬に区長に答申という運びでまいりたいと思います。その後、答申を受けまして、私ども区としての対応を整理させていただいた後に、予算編成等もでございますので、3月下旬に第4回子ども・子育て会議を開催させていただきます。その場で答申に対する区の対応等についてご説明させていただきたいと思っております。

スケジュールのご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長) ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたように、スケジュールに関しては前回会議で委員の皆様にご了承いただいているので、資料3、今、ご説明いただきましたとおりに進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

4. その他

会長) それでは、次第に戻りまして、最初に順番を変更して次第の4、その他、公定価格の質疑について進みたいと思います。

初めに、本日の会議の前に委員から発言の趣旨をまとめたペーパーをお預かりしまして、事務局でコピーもお預かりいたしましたので、皆様の机の上に置いてあるかと思えます。また、参考としまして、前々回の会議の際に事務局から出されました公定価格の資料についても再度、用意しております。皆さんのお手元には両方のペーパーがありますでしょうか。大丈夫ですか。それでは、ご発言をお願いいたします。

委員) ありがとうございます。昨年度末の資料もつけていただきましたこと、感謝申し上げます。諮問が行われまして、大変広範な諮問だったと思います。先ほど説明していただきましたけれども、この広範な諮問に対してどう具体的に作業を進めていくのかは、後ほどご説明があるのですよね。それでは、お手元に配らせていただきました資料、私の名前が入っているものでございます。

去る3月30日、27年度中のこの会議におきまして、公定価格あるいは利用者負担額、施設型給付費という非常に難しい概念かもしれませんが、これは港区の子ども・子育て支援計画の重要なポイントであるので、早くから繰り返し公開、公表していただきたいということを申し上げてまいりました。そして、年度末になって、私は幾ら何でも遅過ぎているのではないかと思いますけれども、公開していただいたということでもあります。

それに関連いたしまして、一番上に子ども・子育て支援法第27条があります。これが公定価格や施設型給付費、利用者負担額を定義している条文であります。その第1項、支給認定保護者に対して——こういう法律用語は難しいですけれども、要するに、保育園や幼稚園で特定教育・保育を受けようとする保護者が施設型給付費の支給の認定対象だという認定を求めるのですよね——施設型給付費を支給する。これが非常に重要な原則でございます。ということは、「支給認定保護者に対して」ですから、法律上、施設型給付費は個人に対して給付することになっています。個人給付ということでもあります。

第2項、支給認定保護者は、特定教育・保育施設、保育園、幼稚園、認定こども園に入園を希望する場合には、支給認定証を提示して、教育・保育を子どもに受けさせる。法律上、こうなっております。1号認定はやっているのですかね。2号認定、3号認定も、法律に即したきちっと形でやっておられるかには若干疑問を持っております。

第3項、施設型給付費の額は、その後に第3項第1号、第2号という条項がございます。第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。第1号が公定価格となっております。これは内閣総理大臣が告示をもって決める。説明資料では、国の基準で計算するという表現になっております。第2号で、市町村が利用者負担額を定めることになっております。そして、利用者負担額は国が基準を示しております。この国が示した基準の限度内で市町村が定めることになっていまして、港区においては国の定めた利用者負担額を大幅に減額して利用者負担額を決めています。そのことは国にとって利益でありますから、悪いことだとは思っておりません。そのこと自体は良いことだと思えます。

そして、実は施設型給付費が第1項で支給される額になります。公定価格から市町村が定める利用者負担額を引いたものが定義であります。繰り返しになりますが、この施設型給付費は保護者に対して個人給付として支給されるものです。ほかのところに出てまいりますが、この給付に対しては所得税を課さないという規定も法律上、定められております。

こういう規定を踏まえて、先般の今日、用意していただきました3枚の資料がありますけれども、その中で言っていることについて幾つか疑問があるので、お答えをいただきたいと思います。

質問その1、子ども・子育て支援法においては、区立保育所も私立保育所も特定保育施設となっております。区立だ、私立だという区別は法律上、ないわけです。国が定める公定価格は区立も私立も差はないわけです。計算で出てくるわけでありまして、そして、その公定価格には資本的支出、すなわち土地の購入費や施設の建設費、改修費という費用が盛り込まれております。そうなっているわけですが、お示しいただきました資料では、区立保育所と私立保育所とで公定価格が異なる数値が示されております。区立の場合には資本的支出を含まない、私立の場合には資本的支出を含んでいるから高くなっているというご説明でありましたが、法的にはそのご説明は合理性がありませんので、なぜ本来、同じでなければならない価格が異なることになったのかという合理的な説明をお示しいただきたいと思います。

質問その2、3枚の資料の中に区負担額、区単独の財政支援の額というものが公定価格、施設型給付費とは別に示されております。相当多額な金額になっております。区立保育園の場合ですと、園児1人平均90万5,200円が国基準を超える負担だとなっております。幼稚園でも、また私立保育園でもこれがあるわけです。この額は施設型給付費ではないと、このペーパーで説明されております。施設型給付費でないものが支出されているわけですが、その支出の法的根拠をお示しいただきたい。参考というペーパーがついておりまして、私立保育所の場合には財政支援の主な項目が3項目ございます。区立保育所には何もありません。これを支出する法的根拠を示していただきたいと思います。

質問その3、同じ区負担額及び区単独の財政支援の額は、施設型給付費ではないと説明されております。ならば、施設型給付費と同じような性格を持つ保護者に対する個人給付なのか、施設に対する施設給付なのか、どちらなのかを明らかにしていただきたいと思います。これが施設型給付費と同様、個人給付であるというならば、この部分については所得税など課税問題が当然、発生いたします。現在、非課税になっていると思いますが、なぜ課税しないのかをご説明いただきたいと思います。

質問その4、支給認定保護者が第27条第1項の規定によって、私が施設型給付費を受け取りますというのが法律の原則であります。そうなった場合、当然、法律に基づいて、区はその方に施設型給付費を支払うことになると思いますが、その際、個人給付として支給するのは施設型給付費だけなのか、区負担額あるいは区単独の財政支援の額も含めて給付するのか、どうするのかをお答えいただきたいと思います。

質問その5、第27条第1項の原則規定がありますが、ここには書きませんでしたけれども、第27条第3項の下に第4項があって、その下にさらに第5項があります。第5項は「施設型給付費は、法定代理受領として施設が受け取ることができる」と、できる規定になっております。法律の大原則は個人に対する個人義務、第5項でできる規定で「施設が受け取ることができる」という書き方になっております。第1項と第5項の関係はどういうふうに見たらいいかをお示しいただきたいと思います。

質問その6、第27条第5項には「支給認定保護者に支給すべき額の限度」という言葉が出てまいりまして、限度があると言っております。この法の趣旨からいけば、当然、施設型給付費の額がその限度に該当するわけでありまして、そういう理解でよろしいのか、区としての見解をお示しいただきたいと思います。私立保育所の場合は実は施設型給付費ではないのですよね。付則の第6条によりまして、運営費として公定価格総額が支給されることになっておりますので、これ話は別だと思っております。

以上をお答えいただき、ぜひとも議事録に、それぞれの項目についてどういうお答えがあったのかを

記載していただきたいと思います。

なお、本日、そこまでは求めるのは無理だと承知しておりますが、そろそろ27年度の保育所を運営する株式会社の株主総会も終了して、決算も確定したはずでありますので、けさ確定した段階で保育所を運営する株式会社の株主への配当は給付に対してどの程度なされるべきなのかを次の会議のときにご報告いただきたいと思います。この給付がもし個人給付ではない、施設に対する給付を含むということになりますと、日本国憲法第89条に抵触するということにご留意いただきたいと思います。以上でございます。

会長) ありがとうございます。時間への配慮もいただきまして、ありがとうございます。ただいまのご発言について、事務局からお答えをお願いしたいと思います。今ご発言がありましたように、全てが今日のうちにということではなくて、今日の範囲の中でお答えいただき、後半のところはグループ会議の時間を確保していきたいと思いますので、まずお答えいただけるところからお答えいただく形でよろしいでしょうか。お願いいたします。

事務局) まず、質問その1については、先ほど運営費の中に資本的支出が、私立は含まれているが、区立は含まれてないというお話があったかと思います。運営経費には区立も私立も施設建設費ほかの一時経費を除いております。なぜ私立と区立の運営経費が異なったかに関しましては、公定価格の多くの単価が定員数や子どもの年齢等により定められており、定員数が多いほど単価が低くなる仕組みとなっております。区立園は私立園と比較して大規模園が多く、一人当たりの単価が低いため、経費を低めに抑えることが可能であったと考えております。質問その1については以上です。

委員) そういうことであれば適切なお答えだと思います。ただ、残念ながら、3月30日の担当課長のご説明はそうではありませんでした。議事録を確認してください。担当課長のご説明は、区の公定価格には資本的支出を含んでいない、私立は含んでいる、だから私立のほうが高いのだというご説明でしたから、その部分を撤回していただく必要があります。

事務局) 申し訳ありませんでした。続きまして、質問その2にいかせていただきます。区の財政支援の額は施設型給付費ではないとされているということでございますが、こちらについては、支出の法的根拠としては、区のそれぞれの要綱に基づいて補助させていただいております。

委員) 条例じゃなくて要綱ですか。

事務局) 各種要綱に基づいております。

委員) そうすると、課税問題が発生しますよね。

事務局) それについては確認させていただきたいと思います。続きまして、質問その3に移らせていただきます。個人給付にした場合については、非課税だと考えております。正確には東京都に確認させていただいている最中ではございますが、子ども・子育て支援法第18条に租税その他の公課の禁止についての条項がありましたので、非課税だと考えております。

続いて、その次の質問に移らせていただきます。その4、支給認定保護者が求めた場合、支給される額は施設型給付費だけか、区負担等の財政支援の額も含むのか区としての見解をお示しく下さいということですが、施設への給付費には補助金等の区の負担の部分が含まれておりますが、保護者等に対して支給する場合は、特に根拠がないため、含まないと考えてございます。

続きまして、質問その5に移らせていただきます。こちらについては、現在、子ども・子育て支援法第27条第7項、市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があったときは基準に照らし

て支払うものとするという条文がございますのと、平成27年3月31日付で特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項という通知が内閣府等から出ておりますが、こちらの第3の規定、施設型給付費等の支弁方法の「施設型給付費等については、毎月、施設・事業者から施設型給付費等の法定代理受領に係る請求書を徴して支弁すること」というものを根拠に、施設に給付させていただいております。

最後の質問その6についても、私立については施設型給付費の額と区としては考えてございますが、正しいかどうかの確認を改めてさせていただきたいと考えております。以上になります。

会長) 今、質問のお答えをさせていただきまして、3と6については確認して、また次回にということでしたけれども、これに関しまして何かありましたら、ご発言をお願いいたします。

委員) 非課税になるみたいだということですが、なぜなのか、法的根拠をしっかりと示していただきたい。それから、今のご説明ですと、保護者が「私が受け取ります」と言ったときの額と、施設の部分の第1条との差が出ますよね。差が出ていいんですか。

事務局) 差という形では考えておりません。利用者負担のところで、本来、国で徴収すべき利用者負担よりも施設型給付費等によって区が負担をしているという考え方でありまして、差が出るとは考えておりません。

委員) そうしますと、区が超過負担する分は個人給付じゃないということですね。施設給付だということですね。

事務局) はい。

委員) そうすると、憲法第89条に抵触しますよ。

事務局) そちらについても再度、確認させていただきます。

会長) よろしいですか。それでは、今のお話を伺って、また確認してお答えいただくような形でよろしいでしょうか。事務局、それでよろしいでしょうか。今日は後半ということで、今、ちょうど後半に入ってあと1時間ですが、先ほどのご説明いただいた件につきまして各グループで討議していただくということをお願いしたいと思います。事務局では、今回、説明できていない項目については、資料として整理して、後日、委員の皆さんに送付していただくということでもよろしいでしょうか。

事務局) そのようにさせていただきます。

会長) それでは、次第の3、グループ会議に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局) 前回の会議でもお示ししておりますけれども、第1グループは未就学児の支援に関する施策、第2グループは就学児、障害児、青少年の支援等に関する施策を中心に、それぞれご審議をいただきたいと思います。グループ分けにつきましては、事務局にて資料4にお示ししたとおりに委員の皆さんを割り振らせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。グループの座長については、第1グループが白川副会長、第2グループは西郷副会長をお願いしておりまして、会長はオブザーバーとして両方のグループに参加いただくこととなっております。本日におきましては、あいにく副会長がお二方ともご都合によって欠席されておりますので、第1グループは神長会長に進行役をお願いしまして、第2グループは保育・児童施設計画担当課長がオブザーバーとして進行役を務めさせていただきたいと存じます。なお、先ほど委員からも少しご指摘がございましたし、私からご説明した資料1の事業の実施状況をごらんいただいてもおわかりかと思うのですが、それぞれのグループが受け持つ事業についてはかなり多岐にわたっております。本日は、グループ会議の中で特に重要な分野に絞り込むなど、

討議のテーマについて整理、確認をいただければと存じます。また、追加の資料が必要な場合については、グループの中でご確認いただいた後に事務局にお申し付けいただければと思います。よろしくお願いいたします。

会長）ありがとうございます。それでは、次第の3、グループ会議に移りたいと思いますけれども、会場設営のために5分休憩をして、会場設営が済み次第、各グループに分かれて話し合いを進めるという形でよろしいでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

3. グループ討議

(1) 第1グループ グループ会議

座長）今日の趣旨は、先ほどご説明いただいた資料に基づいて、全体の説明はありませんでしたので、質問等も含めましてですけれども、このグループとしてテーマをどこに持っていくかと、諮問に対する答申をどこにテーマを持っていくかということを決めていくことになると思います。今日決定というよりは、皆さんにご意見をいただきながら、こういうことがテーマになりそうだというところを幾つか出していければよいかと思っています。それぞれに読んできてはいただいておりますけれども、全部、なかなかのみ込めなくて、私も不消化なところもありますので、ご質問をしていただきながら、テーマを幾つか出していければと思っています。こちらのグループは全部、Aですね。ですから、そのあたりも含めて、内容をもう一度、確認しながらお話をいただければと思うのですけれども、どこからどういふふうに行ったらいいですか。ちょっと感想等を言っていただくような形でよろしいですか。そこから、もうそれとも準備なさっていますか？

委員）質問ですが、資料2です。カラフルなA4、1枚目ですけれども、ここに区立しぼうら保育園の分園の設置ということで、金額が約1億4,000万だと思います。それで定員が36名。その(2)、その下の小規模保育事業の実施ということで、定員は18名ですが、事業費が4,300万ですか。そうしますと、定員は2倍ぐらいですけれども、費用が4倍以上なのはどうしてなのか教えていただきたいと思いました。

座長）これは担当の方から。

事務局）申し訳ありません。今日、費用の内訳をお持ちしてないので、後日でもよろしいですか。

委員）大丈夫です。

委員）これ、公定価格内ですね。

事務局）入れてない。運営費のほうしか入れていないです。

委員）でも、国は入れています。

事務局）そうですね。その辺はちょっと勉強不足でした。確認させていただきます。

委員）質問です。

座長）次回でよろしいですか、それに関して。

委員）いいです。あと、質問ですけれども、今度、資料1のA3の1ページ目の1、教育・保育施設等の充実というところで②ですけれども、②の平成27年度の実施予定、26ページです。3年保育実施園についてですが、幼稚園の待機児童数は何人いらっしゃるのか教えていただきたいです。それと、先ほど4月1日の待機児童数が64名という数字でご説明いただいたのですが、前回の子ども・子育て会議の中で、私が机上配付をお願いして配付していただいた中で、認可保育園、港区保育室、認証保育室

等、保育所等に入れなかった子供は、0歳134、1歳245、2歳45、3歳42、4歳16、5歳13人で、入れなかった方の中には私的な理由で入園を希望しなかった方も含まれますという書面でのご回答をいただいたのですけれども、待機児童数は64というところと、入れなかった子たちの人数のカウンターの仕方というか、どういうふうに待機児童数を捉えればいいのかなど。私は、本来、後から、今、数字を0歳から5歳まで言ったところが待機児童数なのかなとも思っているのですけれども、また、区としてはそこが違うと思うので、そこを教えていただければと思います。

座長）あと2点ですね、もう一つは幼稚園についてでしょうか。

委員）はい。幼稚園。

座長）幼稚園のほうは待機児童と言わないですね。幼稚園の満3歳に入れなかったということですか。

委員）はい。

座長）それはわかりますでしょうか、今。

事務局）おっしゃるとおり、厳密には待機児童数とは言わないです。

委員）言わないのですね。

事務局）はい。ただ、一般的には言っていますので、入ります。募集は、12月に募集して、募集時に待機児童数はわかります。ですから、4月1日時点というか、最初で言うと12月。今年度分、要するに去年の12月ですけれども、150人です。

座長）3歳、4歳とかありますか。それとも合わせてですか。

事務局）3歳だけです。4歳、5歳、は待機児童なしです。それで、これが4月、5月ぐらいになりますと半分ぐらいまで結局なってしまう。私立幼稚園に行ったり、保育園に行ったり、大体7割が私立保育園、2割が保育園、あと、転出などで10%ぐらい。大体半分ぐらいになるのが大体です。ですから、純粋に入りません。

座長）そういうお子さんは、4歳のときには、今度、0ということは大体入れるということですか。

事務局）4歳になればほとんど。

座長）ほとんど入れるということですね。

事務局）はい。

座長）それでは、3歳のところで150人ということですね。

事務局）大丈夫です。

座長）それともう一つ、待機児童数のカウンターの仕方ということですね。それはよろしいですか。

事務局）国の基準に基づいて待機児童数をカウントしているのですが、実際に入所保留と呼ばれている場合についてなんですけれども、こちらのほうからお示した教育の施設等について、ここの保育所なら入れますというご案内をしたときに、ここでは入りたくないということで、ご希望を取り下げされた場合には、待機児童数から外すことができるですとか、あとは、同じような形ですけれども、現在、保育施設等を利用しているのですけれども、第1希望の保育所ではないということによって、転園希望が出ている方は、またそこに第1希望のところに入れなかったとしても、これは待機児童数から除いてよいという規定があって、その辺が引かれて数値が異なってきます。

座長）認証保育所はどうしたのですか。

事務局）認証保育所に入れた場合も、待機児童数からは、除いております。

座長）待機児童にカウントしないと。

事務局) そうですね。

座長) あと、ご質問ありますでしょうか。

委員) はい。同じくA3の1ページですけど、一番下の④家庭的保育事業等の実施というところで、小規模保育事業、前回の新規開園ということで、この7月からの開園ということでご説明いただいたのですが、認証や小規模保育施設、0歳から2歳が中心だとは思いますが、看護師の配置をするための人件費の予算化というのは入っているのでしょうか。0歳、区立・私立保育園ですと、0歳児6名以上だと看護師の配置が義務づけられているかと思います。そういう中で、規模は19名以下、18名だったりするのかもしれないですけども、0歳、1歳が中心、もしくは2歳も少し入るのかもしれないですけども、そういう中では、予算化がどうなっているのか教えてください。

座長) 小規模保育事業のですか。この番号で言うと何番になりますか。

委員) ④ですね。

座長) ④の家庭的保育事業等の実施ですね。

委員) そうですね。

座長) そこでの看護師の人件費。

委員) 人件費の予算化が入っているのか、入っていないのか。私の思いとしては、今、お話ししたように、0歳、1歳というところでは、公立、私立と一緒に予算化が望ましいというか、同じような予算化はすべきなのかなと思っているので、その確認をさせてください。

事務局) 法的な根拠が小規模保育事業所等ですと看護師を配置しなければいけないというところがないので、今回、保育士のかわりに看護師をできるだけ配置していただきたいというお願いはさせていただいたんですけども、採用が難しかったというお答えをいただいて、今回の小規模保育事業所については保育士のみ配置ということで予算化もしておりません。

委員) そうすると、看護師を採用してくださいというふうには話しているけれども、予算がつかないと保育士の予算で看護師を採用するということですか。

事務局) それは看護師の単価で採用していただくことはできるのですけれども、その事業所のご事情があるので、看護師配置について強制力がないというところからすると、今回は保育士のみ配置となりました。

座長) 法的根拠が今のところは、置かなきゃいけないになっていないから、なかなかそこがそれ以上に強制力がないというのが現状ですと。だから、まず現状の把握ですね。

委員) はい。ソフトの部分で。

座長) ソフトというか、あるかわかりませんが、一応今、問題点を今日、洗い出しながら、課題をやはりこの中でできる範囲のことを見つけていかななくてはいけないと思うので。

委員) わかりました。

座長) 全体の中で何か質問はありますか。

委員) 今回の第1グループで丸がついている数の中で、時間が限られている中で優先順位をつけていただきたいと個人的に思うのが、やはり待機児童を含めた数の確保の問題、(1)の部分です。

座長) (1)ですか

委員) ごめんなさい。1番の教育・保育施設等の充実、それから、4番、(4)の質の確保、子供・子育て支援の質の確保、それから、(7)も2つあったかと思うのですけれども、新規事業で出ている事業所

内保育です。

座長) ごめんなさい。このページで言ってもらったほうがいいですね。

委員) (1)については、全体なのかなと。ページで言うと、この1ページから2ページまでですか。

座長) そうですね。

委員) それから、(4)については、(4)はページで言うところの1-1だったので、7ページ目の中事業、(1)教育・保育との質の確保の、個人的には①と考えておりますが、それから、最後が(7)です。ページで言うところの16ページ。16ページの⑥事業所内保育事業の実施として、新規の星印がついている部分。新規の事業についても、一つ、二つはぜひここで話をしておきたいということと、実際、なかなかA評価はついているものの、具体的な設置計画はなし、協議を行いましたということになっていますので、ちょっと進捗についてはAでいいのかなという部分もあり、お話をさせていただきたいなど。個人的な希望です。皆さんのご意見を含めた上でご検討いただければと思います。

座長) それでは、どなたか。

委員) やはり優先順位をつけなきゃしょうがないと思うのですが、それで、今日、区長さんのご挨拶、それから、諮問文を拝聴いたしますと、本当に幅広く、いろんな問題が全部入っていますね。ですけど、過去の、去年からずっとこの会議の運営を見てまいりますと、まことに失礼な言い方になってしまいますけれども、なるべくやりたくない。とにかく報告だけをしておけばいいんだ、そういう流れで来ている。それで、例えば初めて諮問がありましたけど、今までも諮問機関だと言うのだったら、諮問なしに何をやっているのということだったのですが、ただ、この条例を見ますと、諮問機関とは書いてないですね。だけど、ご説明は諮問機関と言ったのだけど、だから、もうちょっとちゃんとこの会議の位置づけをきちんとしていただきたいと思います。そうすると相当いろんなことをやらないといけないはずです。例えば国のほうでも、市町村の合議制の機関を設けなさいと言っていますね。これで合議制の機関ですね。合議制の機関で特定教育・保育施設の費用、定員の設定はここで決めなさいと言っています。実際には決めてないじゃないですか。新規にやるところの定員をどうするのと言っているだけで、いわゆる子ども・子育て新制度の中で、新制度の中での定員なんて一度もここで出てないですね。それで法律違反だと私は思います。明らかに法律違反と。それから、支援事業計画に関して重要な事項はここで調査、審議する。調査もするし、審議もすると言っていますね。多分、こっちの条例を見ますと、その部分には区長の諮問に応じてというのが突っ込んであるから、区長が諮問しない限りはやらないという格好になっていますけれども、これは法律違反ですね。法律はそんなことを言ってないですからね。それで、どういうことが含まれるかといったら、前から言っていますように、公定価格、利用者負担額、それから、施設型給付費、区がそれに乗せるのだったら、それも含めて、これが極めて重要なポイントですから。これ、ちゃんとやってくださいと言ったら、やります、やりますと言っていて、結局は、さっき、3月30日になったのですから、そういうこと言えば、ちゃんとやっていただきたい。それから、今、委員のほうから出たことは、私も同じように思います。例えば1ページのところも7ページのところも評価Aと書いてあります。一体どなたが評価してAなのか。少なくとも、ここで議論した中での話でAなんてことはあり得ないと思います。それがどうしてAになったのか。これはきちんと答えていただきたいです。

座長) ここでの評価のAについては、今、質問いただいたところについて、こういう根拠の中でAですというような形で、全部は難しいと思うので、計画どおりという、その計画があって、その計画に、だ

から、全てができていくというわけではなく、計画がこうだったので、このことについてはこうでしたということを説明していただくような形でよろしいでしょうか。

委員) でも、先生のおっしゃることもわかりますけど、区長は、ここで出された問題は極力取り入れますと、今日、おっしゃいました。あれだけ皆さん色々な意見をおっしゃっているのに、どこを一体、ここは取り入れたのか。取り入れてないじゃないですか。

座長) 一応、事業評価なので、ここまでやっていただいたことについて、今、ご質問していただいたことがもう一度、根拠を伺っているわけ、聞いているわけですね。いわゆる確認をしながら、ここでは課題がまだ残っていますねというところを洗い出していくのがこのグループなのかなと思うので、とりあえず3つ出していただいたことについてのA評価の根拠をお話しいただくような形でよろしいですか。

座長) その3つを確認しようと思うのですけれども、最初のところをおっしゃったのですね。

委員) はい。ただ、すいません。個人的には、評価の背景を聞くというよりは、ここについて、AかBかという問題もあるのかもしれないですけど、それに対して、じゃ、今後どうしていくべきか、どうあるべきかを議論したいなど。最後に、言い方が悪かったかもしれないですが、(7)の事業所内保育等については、ちょっとこういう事情の中でAがついているという部分について、果たしてそもそもの課題のゴールの設定自体が正しかったのかどうか、適正なのかどうかです。適正かどうかという部分について、そこから掘り下げていけば、検討すれば、やはりよいのではないかという結果になるかもしれないですし、どうしても1社でも2社でも数値目標を出して、事業所保育がなければならないというものなのか。そういうものでもないような気もしますが、そういうのも含めてお話をさせていただければよりクリアになるのかなと思った次第でございます。

座長) その事業所内保育の話を、わかりやすいので、議論が拡散するよりは、答えていったほうがよいのかなと思いました。わかりやすいところから、事業所内保育事業の実施についてご説明いただいて、その次のところに行ったほうがよいのかなと思ったのですけれども、関連ですか。それとも、先に全部、受けますか。1つ1つしていかないとわからなくなりますね。事業所内保育がどういう形で動いてAなのか、そこを知りたいと思います。

委員) そうですね。そもそものAかBかというよりは、この目的、ゴールは何でしたっけと、この⑥事業所内保育事業の実施。検討に着手することがゴールであればAだと思いますし、それとも、具体的なニーズがあって、ただなかなか色々な障害があって応えられなくて、であればその障害をどうクリアすべきかということであれば、という議論がされた上でのAですとおっしゃっていただければAだと思いますし、そもそものゴールがどこにあるのかというのをここに関しては確認をさせていただきたいと思います。

座長) それでは、そこから、お願いいたします。

事務局) 事業所内保育事業は、ワーク・ライフ・バランスの推進の1つとして挙げさせていただいております。事業所内保育事業だけで、ワーク・ライフ・バランスがその1社だけで完結するとは思っておりませんので、その1つの施策としてここに書かせていただいているということです。実際にこちらの進捗状況表の中でも書かせていただいておりますが、事業所内保育整備の予定がある会社との、事業者の方と協議を行っておりますので、ワーク・ライフ・バランスに向けて区としては取り組みさせていただいたということでAにしております。ただ、既に昨年度、打ち合わせをしたから、すぐにそれが実現するわけではないので、少しずつ進めさせていただいております。

委員) おっしゃるとおりだと思います。実は私の会社でも、事業所内保育を今、検討し始めていますが、ただ、事業所内保育が一番いい答えなのか、そこまで満員電車で揺られて子供を連れて来なければいけないということになりますので、どうなのだろうかというような議論まで立ち戻ってしまうのですね、いつも。やるぞという決裁書が押されれば、そこに向けた話になるのですか、果たして本当にそれがいいのかどうかというところで、まだ、一民間の中でも揺れているようなところですので、実際、そういうふうな姿勢を示すということがAということの根拠というのが正直ありだと思っています。であれば、我々はこちらに対してさらに何をしていくのかとか、そういう話を進めさせていただければなと思ひまして、先ほど挙げさせていただきました。

座長) ありがとうございます。それと戻りまして、7ページでしたか、7ページも前半ですか、①でしたか。

委員) 7ページは①が一番重点かなと思ったのですが、これに関しては、別にAについてどうこうという話ではなくて、ぜひ議論を深めていきたい項目ですということで挙げさせていただきました。

座長) 質の確保ということを。はい。これに関しては補足ありますでしょうか。

事務局) ここに書かせていただいているとおり、毎年、振り返りを行ったりですとか、保育士のスキルアップに取り組んでいる状況で、今後については、引き続き行っていきたいと考えております。

委員) それでは、現況というところで、11月をめぐりに各保育園で全職員による自己チェックリストによる保育の振り返りを実施しましたと言うのですが、どのようなものだったか思い出したいので、教えてください。

事務局) 保育士のための自己評価チェックリストです。

委員) はい、すいません。私立認可も全てやっていたのですね。

事務局) そのようにご案内はしています。

委員) ほかの私立園がやっていたらですけど、うちは全くやってないのですが。

事務局) 施設長会でのご案内を差し上げたいと思います。データでもありますので。

委員) 私立保育園も。

事務局) 11日、月曜日に私立園長会があります。

委員) それで11月に私立認可園もこれをやっているのですね。

事務局) 実際にやっているかどうかの確認はとっておりません。

委員) いいのですが、私覚えが全くないので。

事務局) もしお渡しすれば、やっていただくことも検討していただけるということで。

委員) もちろんそうですけど、これは全職員によるということで、もう実施しましたとなっていますね。

事務局) 区立を前提として実績を書かせていただいております。

委員) そうですか。

事務局) その箇所は訂正させていただきます。

委員) 私立認可園はここに含まれてないですか。

事務局) やってくださいという話はしているのですが、本当にやられているかどうかの確認までは徹底していないので、申し訳ありません。

委員) わかりました。ただ、今おっしゃったのは、ここだけの話で、この事業計画には私立認可園も対象になっているということですね。

事務局) そうです。

委員) はい、確認しました。ここをというふうにおっしゃっていただいたように、やはりここ7、8年で株式会社の保育園がものすごく増えまして、今、港区、正確な数ではないですけども、区立、指定管理、私立認可園を入れますと65ぐらいだと思います。そのうち、企業立が40園かなという、その数字が確かではないですけど、そういうところで、やはり保育の質というところで、待機児童の解消というところでは、保育園をたくさん港区が誘致されたというところでは、数字的にはすばらしい数字ではありますが、港区だけではなくて、23区のところでも、やはり保育の質というところがかかなりクローズアップというか、今後の課題だとされているのですね。その辺で、ここでAというふうなもちろん評価はついてはいますが、今後どういうことをすることで保育の質を高められるのか。子ども家庭課の係長さんからも、保育の質を上げていきたいという言葉が直接伺っていますので、その辺、区とも恒常的な意見を出し合えればいいなというふうには強く思っています。

座長) おそらく、保育の質の確保ということについて、今は自己評価、自己点検という形で各園のチェックリストに任せていますという形で動いているわけですね。そのことについて、さらにまだあるかもしれないから、そういう検討もしていきたいと解釈してよろしいですか。

委員) はい。

座長) それに関してはよろしいですか。ここに何か追加の。自己評価・自己点検というのはもうやることになっているわけですので、ただ、法的根拠と言われると、保育所保育指針の中にありますと言うだけなので、だから、もっと区としてこういう機会を通して徹底するようなことをお願いしますとか、そういうことを出していくことになるのですね。自己評価・自己点検をもっと徹底しますというような形とか、自己評価・自己点検のやり方についての何か講習をしますとか、そういうことも含めてですか。

事務局) 来週、園長会がございますので、そちらの方で周知等はさせていただきたいと思います。

座長) もしかしたら、ずっと議論していたら、2回、あとありますけれども、ほかの視点も出てくるかもしれないですね。とにかく各園の自己評価・自己点検という中で職員の意識を高めていきたいと思いますという形が今、1つ出ていますということですね。最初に戻りまして、教育・保育施設の充実というところで何かございますか。

委員) そうですね。これについては、どれが一番というのは、私の中ではわからなくて、ひとえに、数の確保というのは当然必要であって、それは保育園であっても、幼稚園であっても同じなのかなと思っています。その次が先ほどの質の確保があって、当然、ほかの議題も大事だとは思いますが、もし優先順位をつけるのであれば、そんな形でと思っています。

座長) 数の確保の点と質の確保の点について少し掘り下げて議論していったらどうかというようなことがありますでしょうか。

委員) それで結構だと思うのですが、ただ、これだけ株式会社立の保育所をつくりましたからね。ここまで来ると、量を増やすということを優先順位の1としてはいけないと思います。今までどうしても数をそろえるために、園庭がなくなってしまうとか、それから、年齢別の保育室がなくなってしまうとかやってきたわけです。だけど、そろそろここでちょっと立ちどまって、質を考えるとすれば、認可したものはしょうがない。だけど、5年なら5年、もしかしたら10年かかるかもしれませんが、時間の猶予を与えるから、子供の育ちにふさわしい施設に改善していきましょうという、そういうスタンスを何とか出してもらえませんか。小学校入学前のお子さんを預かるところ、大規模であろう

が、小規模であろうが園庭がないなんていうのは本当にひどくかわいそうだと思います。そんなことはあってはならないですね。こういうことはやっぱり改善する方向、あるいはそういうことを願っているのだというメッセージは少なくとも出さないといけないですね。

座長) 多分、株式会社にしても、何にしても、認可というか、参入してくるときに基準を設けているわけでしょう、ある程度。そういう基準に関して注文を、例えばここの中ではこういう観点をもっとつけて、今後のことを検討していただきたいとか、そういう形での意見の取りまとめというのは可能でしょうか。

事務局) 例えば施設の中でお子さんの視線でこういう家具は危ないから、ちょっと角のない家具にしてくださいですか、倒れないように工夫してくださいとか、そういうことは今でもやっているのですが、また、皆さんの視点から違ったご意見がありましたら、なるべくご協力いただくような形での話はできると思います。

委員) 今、委員がおっしゃったように、やはり外遊びを充実させたいなと強く思っているのですね。というのは、やはり子供の育ちにとって何が1番、何が1番、2番とかという番号はつけられないですけども、そこがなければ、子供たちの成長発達に歪みをつくるような環境ではいけないと強く思っています。ですので、株式会社の保育園さんでは、園庭がないということがほとんどなのですけれども、それにかわる、公園もそうですけど、ちょっと泥んこ遊びができるとか、虫とりができるとか、許可が得られれば火を起こして、そういう体験ができるようなプレーパーク的なところを整備するとか、あと、そういうふうな手立てみたいなのところも1つ、考えていかなきゃいけないと思うのと、あと、港区の子供をどういうふうに育てたいか、育てほしいかというところを、この間、前回の子ども・子育て会議の後に少し話しておりました。そのなかで、質を整備していきましょうという話につながるのではないかとご意見もいただいたので、それも含めて次回のグループ会議までに私も少し用意をしてきたいので、そういう方面でも話ができればいいかなと思っています。

座長) おそらく量の確保というようなことと質の確保では、順番からいって、量をまず確保して、その次に質を上げていきましょうという順番で進めてきている分を、もう少し量の確保のところは質の充実ということが考えられないだろうかという提案だと思って伺っています。でも、そのときに、例えばさっきの法的根拠がないというのが一番弱くて、だけれども、港区基準でここまでは上げられるというのがどこにあるのかというのはわからないです。だから、例えば今の話であれば、この1ページの保育施設の充実というところで、これだけ量を確保しましたという中で、もし何か、これでAとしている部分の中での議論ですね。でも、庭がないというのはどうかということなのだけれども、庭がないからここはだめというわけには、やはりそれはもう、1つの今の流れの中では難しい部分があるわけでしょう。でも、ここまでは基準として上げられるものがあるかと。何か大変漠然としているかもしれませんが、話の内容としては、(2)の①ですね。中身がAで、Aというのは、確保ができたからAなのですね、これは。

事務局) そうです。

座長) だから、質を全く見てなくはなく、ある一定の基準を、いわゆる港区でつくっている基準をある程度クリア、もちろん国の基準はクリアしているけれども、認可をするに当たってのまたその基準はクリアしているわけですね。その基準について、もう少しプラスにできるものはないだろうかということだと思います。

委員) すみません。私、幼稚園ですから、幼稚園設置基準はわかるのですが、保育所は何と言いますか。

座長) 最低基準ですね。

委員) はい、最低基準というのはよくわかりません。私は、感じとしては、国の最低基準というものは原則というのをちゃんと定めているのだと思います。原則を定めた上で例外規定を設けていると理解しています。ですから、園庭がないというのは例外規定だと。例外規定じゃなかったら、保育園の子供はあまりにかわいそうですから、例外規定だだと思います。だから、その例外規定をそのままいいのだとしなきゃいい。本来の基準をまともに、子供のために確保する努力を少しずつしていきましょうと書いたらいいのではないですか。少しずつしていきましょうよというように。そういう姿勢をぜひお願いします。

事務局) 区としては、待機児童の解消も進めつつ、質の確保という視点を持ち、様々な状況を見きわめながら進めていきたいと思えます。園庭を一緒につくれる土地を探してはいるのですが、やはりなかなかこういった情勢ですとそういった広い土地というのが見つかりにくい状況にあります。待機児童解消に向けては一方で園庭のない施設もつくらざるを得ない。それをご理解いただければと思います。

委員) ありがとうございます。

座長) それでは、できるだけ皆さん、ご意見をお願いします。

委員) 一度問題にしたのですが、保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見というのを26年の1月15日に、国の子ども・子育て会議で取りまとめています。これ、この会議に資料として配付していただきましたね。これは、私が厚労省の保育課長と文科省の幼児教育課長とやり合って、それで取りまとめをする条件としてこれを制定しました。これをちゃんと考えていただければ、11時間、権利として一律にどんと与えるなんていうことにならないはず。必要な範囲で必要なだけの保育を保障すると書いてあるのですから、それも、だから、子供の立場に立って。親御さんの子育ての権利も支える。豊かな子育て環境をつくる。それを支えるための施策なのと言っています。それなのに、もう一律11時間、どんどん認定しているでしょう、今。それでどういうことが起こっているかということです。あえて言いますが、実は私のところは幼稚園ですよ。このところ、在園証明書を書いてくれといっぱい出てきています。ご承知でしょう、その仕組みは。要するに上の子が幼稚園に来ている。下の子を保育園に入れる資格があるのです。そんなお子さん、幼稚園にいっぱいいます。だから、例えばお医者さんで開業しているとか、それから、ご自分で事業をなさっていて、そこでちょっと1日2時間働いているとか、働いてなくても、働いているということにすればいいんですからね。そうしたら認定される。それで、そういう方が第二子ですから、ただで入ってしまう。こんなことあっていいのでしょうか。本当に困っている人が入れないです。経済的に共働きしないと難しいという方、港区だっていっぱいいらっしゃいます。港区の認定基準は所得を無視しているのです。だから、こんなことを言っちゃいけません。言っちゃいけないのと言いますが、ものすごく高価なマンションに住んでいる方が、収入がものすごく多いです。奥さんと旦那さん合わせたら2,000万を超える人がいます。そういう人たちが保育園にどんどん入ってしまう。しかも第二子だと、上の子が幼稚園に行っていて、下の子をただで保育園が預かってしまうのです。それで、3歳になったら、ごめんなさいと言って幼稚園に来ます、そういう人は。そんなこと、保育士さんたち、幾らなんだってお気の毒ですよ、そんなことさせたら。申し訳ないけど、港区の保育園は今、日本で一番入りやすいです。

座長) 今日、出てきた問題は、もう一度、整理させていただいて、次回のテーマの中に幾つかのテーマを整理していきたいと思います。これまで出てきた量の確保と質の問題は必ず1つあると思います。何がどこまでできるかは、もっと話し合っていないと、また、これまでの影響下の中で頑張っているところもあるし、まだまだ足りないところもあるしというところは、少し次の回の中で話し合わないと、量と質の問題というのはなかなかわからないなというような問題があるということと、それに関連してですけれども、こういった施設の基準のようなもの、ただ、それがすぐここでいじれるというような問題ではない問題ももちろん含んでいると思うのですけれども、その最低の基準というものをどう解釈するかというようなことは、少し話し合っていないと、例えば園庭がないというのは、確かにみんな園庭があったほうがよいと思うけど、現実に園庭がないというところがあるわけで、そういう問題をどういうふうに考えていくかということ、少し意見交換していかないと、妥協点がなかなか見つからないのではないかなと思いますので、そういった問題、幾つか、私が今、整理したのは2つですけれども、まだ出てくるとしますので、次回のテーマの中に入れていく。そのときに、もしつけ加えるようなことがあれば、委員の方に少しお話しいただいて、今日出てきたものをもう1回、事務局のほうで整理していただいて、テーマを出していただくような形でどうでしょうか。よろしいですか。

事務局) 議論していただいたのが保育施設の質などについてだと思います。ほかにも、幼稚園とかもあると思いますが、保育だけでよろしいでしょうか。

座長) 幼稚園のさっきの一番最初の問題とか、何か、関連してもしあれば。そのことも含めて、お二人にお伺いしてもよろしいですか、先に。その後、幼稚園のほうがあれば出していただくような形にしましょう。

委員) 個人的には、経験者としては保育園の利用者なので、正直、幼稚園に関しては知識不足でございますので、皆さんがおっしゃったような数のところと質の確保。数は比較的ゴールが見えやすいというか、待機児童何人に対して何園つくればゴールがわかるのですが、質の確保のゴールというのは、各々の考え方と世代間の違い、実際の今の保育者とご先輩方というところで、ゴールがちょっとわかりづらい。先生がおっしゃったような港区としてはこういう質を確保していきたいというもし何かゴールがあるようでしたら、それを先に皆さんと共有させていただいて、それに対して本当に園庭が必要なのかどうかも含めて議論していければなというところで、正直、質の確保のゴールがあまり共有できていない、私自身、少しわかりづらいところがあります。

委員) 私は幼稚園しかわからないので、保育園はわからないのですけれども、先ほどおっしゃっていた、どんな子供に育てたいのかということは本当に大切なことだなと思っていて、多分、最初の第一子のお母さんとかは、子供にとって何が大切かというのが本当にまだわからない状態で、ただ預ける。育ててみて、あのとき、ああしていればということがあると思うので、やはり先に幼稚園の先生、保育園の先生というのは、子供にとって何が大事かということをもっとみんなに知ってもらって、私も実際、保育園の状態というのは見たこともないです。今、初めて聞いて、そうなのと、園庭がないところがあるのと逆に驚くぐらいなので、うまく言えないのですけれども、本当にもっとみんなに知ってもらうとか、本当に知りたい人が知りたい情報を持っていないのではないかなと思いました。もっと子供にとって何が大事なのかということをもっとお母さんたちに知る機会とかも、話してはくれるのですけれども、もっと根本的なことを、場所とか、情報とかがあればいいのになとは、保育園を利用する方も、子供にとって本当にそれがベストなのかどうか、ベストというか、大事ですよという意見をもっと知れたらいい

いのになと思います。

座長) 子育ての中で大事にしたいことを確認したり、共有したりする、そういう。多分この事業の中にもそういうものが組み込まれてはいるとは思いますが。

委員) 実際に私たち母親世代が触れる機会というのはほとんどないと思います。たまたま幼稚園に入ったから、幼稚園のよさがわかった。保育園に入ってわかった。だけど、そうじゃないところに入った方は、園庭がない子は園庭がないので当たり前と親も思ってしまう、そういうところは残念だなという感じです。それは情報が少ないなど、母親たちが得られる情報が少ないなと思いました。

座長) ありがとうございます。それに関しては、また次回ですか。先ほどの幼稚園の問題が一番先に出ましたけれども、それに関してはもうよろしいですか。150人がいるという中に、解決は、4歳になると解決をしていくという問題ですけれども、そのあたりについては何かございますか。

委員) 今、神長会長がおっしゃったところでの確認ですけれども、国基準の最低基準がありますね。それに港区として補助なり、プラスアルファで人手をつけたりというようなことがあると思います。その資料を28日のグループ会議前に皆さんのところ、委員の第1グループのところ資料をいただくと、また、ここで28日に議論する際に話しやすいのかなと思いました。それと、もう1点、保育の質というところでは、先ほど私も申しましたけれども、港区としてどういう子供に育ててほしいか、どういう保育、子育てをしていきたいかということも、区立保育園は本当に経験豊かな実績のある保育園ですので、そこで大事にしている保育というところを資料として提示していただきまして、そこと現実の株式会社なりの保育園との比較、そういうのをやって、じゃ、もう少しここを引き上げていかなきゃいけないんじゃないか、引き上げるところにはどういう手立てをとれば、実現可能なかみたいなのが話されるといいのかなと思ったので、今、申した国基準と港区基準のと、あとはどういう保育を区立として実践をしていて、こういうところを大切にしているという、その2点か3点になるのですけれども、資料をいただければ大変ありがたいです。

座長) 少しよくわからないのですが、株式会社に対してそういうものを要求できるのですか。

委員) ごめんなさい。株式じゃないです。区の基準があるわけですね。

座長) 施設によって違いますね。

委員) 区立だけです。

座長) 小規模保育室とか。

委員) 認可の基準も。

座長) 区の基準というのは多分、参入しているときに審査するわけですね。審査基準のことですか。

委員) そうです。条件みたいのところですよ。

事務局) 区の基準と認可の基準、あと、補助要綱で国のより上乗せしている独自の対応、1歳だったら1対5人の配置をしてくださいますかありますが、そういったことでよろしいでしょうか。

委員) 二重基準じゃないでしょう。共通の基準でしょう。ですから、共通の基準なのに、どうして園庭のない保育園ができるのかということです。園庭だけじゃないです、年齢別保育室もです。

座長) それは審査の基準ではないのですか。私がまたよくわかってないのかもしれない。よく審査の基準ではありますね。

委員) 結局、例外規定を丸のみしちゃうわけでしょう、今どうしても整備しなきゃいけないというのが先に来るから。それをやめればいいでしょう。

事務局) そちらの根拠も確認させていただきます。

座長) ほかはよろしいですか。

委員) 1点だけいいですか。やはり同じ、例えば1歳、2歳は保育園しかないですけれども、3歳になったら幼稚園もチョイスとしてあります。やはり同じ3歳、4歳、5歳が同じ子が保育園に行ったり、幼稚園に行ったりするのは区民の中で色々あるわけですので、先ほどおっしゃられたように、保育園だけでいいのかなという部分がございます。

座長) 価値観ですね。

委員) 同じくやるべきかなと思います。

委員) 何をやるのですか。

委員) 質の部分です。

座長) 收拾がつかないので、よろしいですか。

委員) 幼稚園は設置基準に例外はないです。例外は認めてないです。だから、園庭のない幼稚園なんて絶対にないです。

委員) 1点、またくどいようですが小規模保育事業は区立の基準とまた違うのでしょうか。

座長) 違いますね。

委員) 区の基準と国の基準でやっているの、港区の基準と小規模事業というのは違うのですね、今おっしゃったように。

事務局) 一応、国の基準でやっております。

座長) それでは、一応それにかかわる資料を出していただいてから、また、これに関して次回、議論をしていくような形になると思いますが、もう少し柱を、幾つかテーマを今日の話をもとに整理させていただいて、議論を進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。あと、事務局のほうで何かございますでしょうか。

委員) 白川先生のほうに、ご専門だと思いますので、子供の育てにとって何が、また、1番、2番は決められないですけれども、そういうお話をいただくと大変勉強させていただければと思います。

座長) それは、もう1回、確認してからでよろしいですか。白川先生にもそうですし、諮問のところでどういうふうにそれが生かされるかということを考えないといけません。なので、今の時点では決めかねられないですけれども、よろしいですか。

委員) 港区としてどういう子育て、子供を育てていくかというところでは、ぜひ専門、学識経験者のご意見は伺いたいと思います。

座長) 意見は大丈夫ですけれども、限られた時間なので、お話しする時間を確保としてしまうと、皆さんの意見交換、これはこの事業評価に、これまでの事業評価に対して何か過不足がないかということを知っているの、まずそれを答える中で、改めて子育ての大事なところからやったら、多分、議論は行き着かないと。これに対する事業評価はできないと思うので、そういう形でよろしいですか。それでは、事務局のほうで何か確認することはありますか。ちょっと時間が過ぎてしまいましたけれども、以上をもちまして、この1グループの審議を終わりたいと思います。よろしいですか。それでは、以上で終わりたいと思います。お疲れ様でした。

(2)第2グループ グループ会議

座長代理) それでは始めさせていただければと思います。本来ですと副会長が座長を務めさせていただくのですが、私はあくまでも事務局側のオブザーバーということですから、進行だけはやらせていただきます。意見の取りまとめを私が誘導するのは非常に問題があると思いますので、第三者的な立場で進行を務めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

時間もまだございますし、普段、皆さんお一人お一人から満遍なくご意見等をちょうだいするという機会がなかなか十分にとれていなかったということもございます。また、今日、事前にお送りしておりますけれども、かなり広範にわたり細かい資料をお送りさせていただいております。とりわけ第2グループに関してはテーマが広範です。未就学児というと、特に保育や幼稚園ということでテーマの絞り込みが比較的やりやすいかなとは思いますが、言ってみれば第2グループはそれ以外の部分ほぼ全てというような感じのカテゴリにさせていただきました。なので、あまり散漫になり過ぎると議論があっちに行ったりこっちに行ったりするかなとは思っておりますけれども、委員の皆さんから、この資料をごらんいただいて、ここがわからない、これはどうなっているのだということ、あとは、直接この資料に関連づけなくてもよろしいかと思うのですが、答申をまとめていくに当たって第2グループではこんなことを中心に話し合ったらいいのではないかというようなご意見も含めて、お一人ずつ順番にご発言をお願いできればと思います。

委員) 港区は青山と港、港南と青山地区に1校ずつ特別支援学校がございます。青山のほうは小中で、港のほうは高校生が通っています。いずれも区外のお子さんも受け入れているとても重要な位置づけのある学校で、近隣の小中のお子さんのセンター校として、少し発達障害があるとか、一部、相談の領域にいるお子さんの相談も含めた授業も青山特別支援学校及び港特別支援学校でみえています。また、放課後活動や中高生プラザ等の港区の施設の利用を含め、活動が多岐にかかわっている関係上、定型のお子さんの保護者の皆さんからも様々なご意見がある中で、今、進めている施策が幾つもありまして、そこを中心にかかわっていければと思っております。よろしく願いいたします。

座長代理) ありがとうございます。ご質問などがあれば順次、事務局でお答えしますが、とりあえず今はご質問という感じではなかったと思いますので。

委員) そうですね。この施策の中でも、主に一般のお子さんと触れ合う機会があるところ、放課後活動でいうと学童、中高生プラザ、ヒューマンプラザ等の相談事業などのかかわる事業で、多分、見解の相違などが幾つかあるかと思うので、まずは全体の意見を聞く中で、どこかでいい視点を見つけられればなと思っています。

座長代理) ありがとうございます。

委員) 私はどちらかといえば労働組合のほうなので、皆さんが見ているところでは先生の給料を上げたという質の向上というところが先につながっていくのかなということで、意見があればという形ですが、多分この部分ではないかなとは思っています。在住で、もう子どもたちも高校生や大学生は終わっているのですが、その辺の経験から言わせていただくと、放課後も学校を使っての施設はどうなのかなど。学童と2つあるとおもいますが、その中で、子どもたちとしてみれば、どちらも行きたいだったり、たまに行きたいだったり、その辺は入っている子たちだけのものなのかなとか、色々考えたりしています。

実は、僕は日曜日に芝浦小学校で親子教室というのをやっていたときがあって、そのときは、必ず親子で来てやってくださいということで参加したことがありました。この中じゃないと思うのですがけれど

も、その辺の何かいい教訓が何か見つけられれば、片方はお菓子が出て、片方は出ないとか、色々あるので、その辺も含めて何かいいものがもうちょっとあるのではないかなと思ったりはしています。

座長代理) ありがとうございます。

委員) 現在、芝保育園の年少クラスに通っています。保育園が終わって小学校に上がったら今度は学童の問題があるのだなということで、色々資料を読んでいる中で、先ほど9ページの①学童クラブ事業における民間活力の導入がまだ進捗状況がBというお話があって、港区の中でも民間の学童クラブがあるというのは知っているのですが、区で民間の学童クラブがどのぐらいあって、利用者の割合がどのぐらいあるのかも全く調べてはいないという状況なのでしょうか。

座長代理) 今の点については私からお答えさせていただきます。先ほどご説明のときに、私は実は区が条例で定めた基準を満たした民間のクラブと申し上げたのですが、平成27年4月までは区が定めた基準に基づいて認可ということではなくて、新制度がスタートするまでは東京都が認可をしておりました。例えば保育園でいえば認可保育園になりますけれども、認可を受けた民間の学童クラブは港区内には1カ所もないです。ですから、いわゆる無認可のベビーホテルの学童版的なところが多いということで、どこも誰も認可してないですので、その正確な実態は区でも把握しきれてないです。ただ、私はインターネットで結構あちこち調べたりはしているのですが、そうすると、港区内に20カ所以上あるかなど。そのサービスについても非常に多岐にわたってございまして、通常の区がやっている学童クラブに若干プラスアルファのものから、24時間、3食の食事提供で、なおかつ語学教育などの付加価値もプラスしたというものまで本当に千差万別で、金額も、物によっては月に20万、30万というところもございます。そういう実態です。

委員) ありがとうございます。

座長代理) とりあえず以上でよろしいですか。では、お願いします。

委員) 先ほど委員からもちょっと話が出たのですが、放課後クラブと学童クラブが同じ施設内で行われている場所があります。本村小学校の例を挙げるとそうでした、できた当初の話を申し上げますと、麻布中高生プラザができるまでの間、とりあえずランチルームの一部、3分の1ぐらいを使わせていただいて改装するということがスタートした。実際にどういう状況が発生したかということ、別に本村小学校について児童数が特に大きく増えたわけではないのですが、そこはそのまま残して、なおかつ中高生プラザをそのままオープンしてというところで、施設の使い方で、当然、保護者も学童があること、放課後クラブがあることで非常に喜んでいるのですが、実は僕は放課後クラブの協議会に出ていて、学校側としては、多分、区側が放課後施設をここまで使いますよ、ただ、これは限定つきですよという話です。ずっと来ていたのですが、結局でき上がっても変わらずそのままという感じになって、非常に狭い施設の中で、多分、一人当たりの面積は全く基準を満たしてない状況のまま運営されているのが現実です。そこを問題ですよというより、もし基準を変えるのであれば変えてもいいです。3年間か5年間の限定でやってきますよ、新しい施設ができれば、そのままほかのところに移動しますよ、残りの施設については学校に戻しますよと言われていたわりには、もうそれがあるものなので、その辺について、本村小学校の施設の使い方についてはどう考えていらっしゃるのかなというのが聞いてみたいかなと。

座長代理) お答えさせていただきます。やはり、保護者の方にも本当に色々な考え方があるとは私も思います。1つ、新制度の実施に伴って高学年も対象になったことで、学童クラブのニーズが相当急激に、一気に増加したということはもう紛れもない事実でございます。先般の読売新聞の記事にも、23区、

東京の市部の学童クラブの待機者数の全市町村一覧が出てきました。港区も残念ながら0じゃなかったのですけれども、あれを見ていて私は思ったのですけれども、自治体の規模のわりには港区の学童の定員の数は突出して多くなっているなというところがありました。考え方としては、とにかく学童クラブを希望される子どもさん全てを満遍なく受け入れるということが我々所管する子ども家庭課の思いでして、なおかつ、保護者の方の中には、本当にいろんな考え方があるとは思いますが、やはり学校という敷地の中で放課後についても居場所を提供してほしい、より安心だというお考えの保護者の方も少なからずいらっしゃいますので、もちろん学校そもそもの運営自体に大きな支障が及ぶのは本末転倒だとは思いますが、基本的には可能な範囲で学校の中で放課後G0→クラブという形で学童を展開させていただきたいとは思っております。今、私ども区内各所で学童が飽和状態になる可能性がある地区が出ていますので、本当に必死になって学童の定員拡大、新たな場所を何とか工夫できないかということで奔走しているところですが、かなり苦しい現状にあるということをご理解いただければと思います。

委員)であれば、実際に期間限定で使ったわけではないので方針が変わりましたと言ってあげないと、話の内容が非常に二転三転して、どうもこういうことではなかったなということに。状況が変わったわけですから、別に方針が変わるのは全然問題ないと思います。

座長代理)わかりました。ありがとうございます。

委員)もう一点ありまして、放課後G0→の部分で、また本村小学校内の話になってしまいますが、特別支援学級がありまして、その児童が今までよりも増えているのですね。実際、どういう状況が起きているかということ、やっぱりほかの普通学級の生徒より手がかかるので、例えばトイレに一緒についていかなければいけないとか、結構な人をとられていることは事実です。ところが、民間企業が入っていますから、当然そのサービスまでしますよということでその事業を受けていて、実態は、例えば今まで10人に1名ついているところが20人に1名になって、特別支援の子どもに対して1人ずつがついているという現状が発生している。これは多分、本村だけのことではないと思うのですね。現実にもそういうことになってきたときに、民間企業が、自分の会社が仕事をとりたいたからといって、いいですよ、うちはやりますよと言っている可能性がちょっと強いのかな。若竹学級というんですけど、若竹学級の生徒がそこまで学童なり放課後なりに来ないだろうという予測数値で事業を受けている可能性がかなり強いのではないかと。僕の感覚からしても、実は若竹学級の子どもをここまで放課後や学童に預けて仕事に行く人がいるという感覚がなかったので、こんなに増えているのだと。でも、これは現実なので、であれば、当然、民間企業なので、増やしてあげて人を雇うということをしないと、実は人手が足りない。そこで、あの人たちがどのぐらいの給料をもらっているかは知らないですけど、保護者のサポーターを募集してサポーターの人をつけようみたいな感じになっているのですけど、実際にそのサポーターをやっている人たちが普通の保護者というか、普通にPTAなどをやっている保護者がやっているケースがあって、この人たちが実際に若竹学級の子どもたちを扱う知識があるのかなという部分もあって、中の状況からいうと非常によろしくない状況が発生しています。本来、同じ場所において、同じようにみんなで分け隔てなくいこうというところできてない部分がちょっと出ているような気がしますので、そこは多分、区役所の方が監視に行かないと、現場の人はよくやってくれているのですけど、民間企業側としてはうまくいってればそれはそれでいいよという感じになっているので、実態調査は行っていただいたほうがいいのかなと。必要に応じて人数を増やすということをするのに、結局お金がないと人は雇え

ないというのが現実にあるので、これはちょっと見に行っただけがいいのかなという気がします。

座長代理) わかりました。ありがとうございます。これはどこに限ったことではないですけれども、基本的に、学童クラブは当然のこととして障害のあるお子さんについても全く分け隔てなく受け入れます。ただし、安全で快適な生活の場の提供ということですから、やっぱり当然、必要な体制はクラブ側で確保していかななくてはいけませんので、麻布支所にも確認した上で状況を私どもできちんと把握させていただきます。あとは、学童クラブは、児童館を除いては指定管理という制度や、民間の委託で民間の活力を使わせていただいている施設が多いのですけれども、これはもう確実に言わなきゃいけないことなですけれども、区としてはいわゆる丸投げ、任せっ放し、民間がやっているのだから区はもう知りませんよという姿勢は絶対にとりません。ですから、一定頻度にはなりますけれども、モニタリングという形で、きちんと提供すべきサービスが子どもさんたちに提供されているかどうかについては必ずチェックしますし、保護者の方からのアンケートも直に我々区でとったりもしますので、そこでの反応などを見ながら、改善すべきところは改善していきたい。これは引き続き、ずっとローリングで回していかななくてはいけないことですので、今のご意見についてはきちんと受けとめさせていただきます。では、お願いできますでしょうか。

委員) よろしくお願ひします。前回、私も欠席させていただいたので、この中を見せていただいて、質問ということではないですけれども、児童相談所が対応する案件は児童に関するあらゆることで本当に守備範囲が広い。やっぱり特に11ページにある虐待防止についてなのかなと思っています。お子さんたちの健全育成ということを考えても、簡単に言うと、非行少年にならないために放課後の居場所は重要で、そういう意味では待機児童の解消は本当に必要なことだろうと思います。しかし数字上、本当に解消されることも必要ですが、さっきのお話にあったような、24時間365日使えるベビーホテルみたいなところに入れて待機児童にはなっていないみたいなことは、果たして本当にそれでいいのかということ。あと、ある港区の中学校で子どもの貧困についてお話しさせていただいたときに、港区の貧困というとなんとなく結びつかないところはありますけれども、その中学校では、例えば移動教室のときに見送りに来る親御さんが本当にほとんどいない、お子さんたちの荷物が多かったらタクシーで来る、校内にいろんな落とし物があって、ブランドの時計だったりブランド物のセーターだったりするけれども、全然とりに来ないというような。経済的には貧困していないけれども、心の貧困だとか親子関係、大人との信頼関係の貧困、関係性の貧困みたいなところはやっぱり重要な問題なのかなと思っています。なので、先ほど委員もおっしゃったように、保育園でいっても、前年度もありました園庭があるのか、スペースが確保されているのかという問題もありますけれども、一番大事なのは人的環境だろうと思っています。障害のあるお子さんに対応できる知識があるのかももちろんそうですけど、どのお子さんに対してもきちんとした対応ができるような専門性や経験がある職員が配置されているのかも重要な問題だろうなと思っています。児童相談所という立場でお力になれることがあればと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

座長代理) ありがとうございます。委員のご意見で、私からちょっと補足をさせていただきます。今日の区長の諮問の中で年少人口の増加という環境変化があって、実際の策定作業は26年度に行っていたわけですけど、今、支援事業計画を策定した時点の人口推計を上回るスピードで増えていますので、それは1つ大きな環境変化です。それとあわせて、子どもの貧困の視点も含めてご意見、答申をいただければと区長が申し上げましたけれども、まさにこの支援事業計画の中にも、子どもの貧困、子どもの未

来を応援する施策はたくさんちりばめられてはいます。ただ、それが貧困や子どもの未来を応援するという視点でのカテゴライズがされていないので、ちょっとわかりづらい、いろんなところ、あちこちに埋もれている部分があります。ただ、委員がおっしゃられたように、我々は昨年来、子どもの貧困対策ということで、どういうふうにやっていったらいいのかを庁内ではずっと検討していて、色々な調査の結果なども踏まえた中では、やはり経済的な理由ももちろんあるけれども、そうじゃない、おっしゃられた人と人とのつながりの希薄さ、それがゆえの貧困も、まさに子どもが健全に育っていく上での阻害要因になる環境でしょうから、そういった観点からの対策も講じていかなくちゃいけないという認識に立っております。あとは、学童の中で接する人、スタッフのスキルでいうと、こういう資格を持った人ということで、区の条例で一応、資格の基準は定めています。ただ、資格を持っていればいいということでは全然ありませんから、やはりそこは人間性も含めて常にブラッシュアップしていかなくちゃいけないということで、研修等の充実も進めているところです。長くなりまして申し訳ございません。

委員) 私は進め方について質問させていただきたいです。かなり広範囲なので、どういう進め方をしていくかあると思いますが、最終的にはどこをゴールとしていくかを教えていただきたいなど。

座長代理) わかりました。そこは、冒頭にちょっと申し上げたように私はオブザーバーになるので、本当は座長がいて、これだけ広範に及ぶわけだから、別にそれは1つに絞り込む必要はないとは思いますが、今日の時点である程度、どこの部分に軸足を置いて、今後、まず7月後半にありますところで審議していくのが整理できれば、次回がとてもスムーズにさくさくといくかなとは思いますが、それを私が、例えばこっちの分野にしたらいかがですかと申し上げるのは僭越かなと思います。

委員) なるほど。私はちょっと不勉強ですけど、これの進捗状況を確認して、それに対してプラス、もうちょっとこういうことを進めていったほうがいいんじゃないかというようなことを意見交換するのでしょうか。

座長代理) 正直言って、そこの部分でいうと、全部やると散漫になり過ぎて、おそらく意見としてまとまってこないし、逆にあまり薄ぼけ過ぎると、受けとめた我々としても、どこをどういうふうにと言われているのかわからなくなってしまふところがあるので、ある程度、分野を絞り込んでいただいたほうがいいのかとは思いますが。

委員) そうすると、どこの範囲かはまだわかりませんが、絞り込んだ上で、この中の現況という、3月の時点でここまで進んでいるということに関して、我々は、もうちょっとここをこうしていったほうがいいんじゃないのか、ここの視点はもう少しこれを加えてほしいという意見をまとめていけばいいのでしょうか。

座長代理) そうですね。これは別に誘導と受けとめないでいただきたいのですが、例えば先ほどここの柱立ての中では体系化はされていないと申し上げた貧困という視点、今、港区では「貧困」という言葉は使わないようにして子どもの未来応援施策という形でまとめてはいるのですが、そういう視点でご意見をいただくということもありかなとは思いますが。ただ、例えば子どもの未来応援施策ということであれば、ここで見てもちょっとわかりづらいので、区で27年度にここまで検討してきましたというまとめたものがありますので、それは資料としてご提供することはできます。

委員) おそらく、それぞれのお立場、ご専門の方がこう集まっているということは、事業全体の体系的な図があって、学童クラブ、地域、障害という大きなカテゴリーの全体像をまず捉えてから、その大きなカテゴリーの中で重点事業みたいなことを意見交換していくのが一番お立場で、それぞれのところで

ご意見が聞けるのかなと思うので、おっしゃったように応援施策の全体図ですとか、例えばこのペーパーじゃなくて、この体系図みたいなものでも何となく、ぼんやりとでもこれが見えてくる、どの位置に位置づけているのかわかってくるので、そういう事業全体の体系図は必要かなとは思いますが。

委員) 結局、初めは数の確保というところから始まっていたような気がします。待機児童の話とか、4歳まではできていても、それに放課後や学童が伴っているのか、その子たちが6年生になったらどうするのみたいな話からだんだん広がってきて、その施設確保は区の方がかなり急ピッチでやっていただいて、できてきたかなと。そこで、今度はその中で働く人たちと子どもの実際の生活というか、預けられている子どもたちがどういう感じでいっているかという中身の部分に入っていくというようなところから、子どもの貧困、経済事由だけじゃなくて、その子たちが心のケアがなされているのか。民間がやっているところだからよくわからないところもあるのですけれども、今、区がやっている施設についても、7時まででしたっけ？

座長代理) 学童は7時です。

委員) 7時まで預けられて、子どもは9時ぐらいに眠くなるパターンが多くて、7時にお母さんが迎えに行くと、それからご飯の支度をして9時に寝ちゃうと、多分、親子の会話はほとんどないんじゃないのという子どももいるわけですよ。それが一般的によく言われる、「そんな保護者がいるのだったら」とか「今どきの親は」と言う人も結構いますが、現実を考えると、その親だって全然愛情がないわけじゃなくて、本当に気が回らない。実は学童の方の重要性はすごくあって、先生方も、何か問題が発生したときに家庭に電話をかけるとやっても、いないのですよ。夜8時や9時ごろ、仕事が終わった後で「今日、実は学校でこんなことがあって」と言われても、それはそれで聞いていられないなというところもあって、そういう意味では、学童の人と学校の先生が連携したほうが実は子どものためになっているのかなというところもないわけではないと思います。それはまた学校の先生たちに非常に負担がかかりますけど、保護者側からしても、別に子育てを放棄しているわけじゃないけど、その連携をとってもらったら、多分、子どものためになるのかなという部分も入れるのかどうか。そこまで両方に言ってもらえないよというのはあるのかもしれないけど、そこはもうちょっと情報交換して、実はそれは家庭に近いですよというところは言ってもいいのかなと思います。

座長代理) 現実としては、やっぱりまず家庭を第一に考えなきゃいけない気がしました。しかし、多分、学校からご家庭に電話して出ないのは、ご家庭でも就業の関係などでお忙しくされているからというのはあるのでしょうか。ある意味、教員も同じような状況で、教員も本当に目いっぱい状態です。ですから、何とか1本だけ電話を入れなきゃいけない、でも留守電だけじゃだめだから8時、9時まで残っていてとか、家から携帯でかけたり、そんなことをやっていて、それを本当にぎりぎりのところ。私が今、発言する立場かどうかかわからないですけど、港区としては、事業計画の中で、ある意味、量的なものでまずしっかりやろうというのが前提でありますけど、いつも皆さん絶対おっしゃっているのは質じゃないですか。これをどう転換していくかをこの会議の中でしっかり明確に出していくというのがまず全体像として必要じゃないですか。私が言うことじゃないですけど、区長から諮問を受けたのであれば、そこをしっかりと出していって、そこで、例えば本当に具体的に、じゃ、ここで行政側が出している評価なり何なりを、これはこの時点では確かにいいのかもしれないけど、ここに学童の質の確保や特別支援がどういう環境にあるかというのは出ているわけで、これでそのままAで本当にいいのか、このAをさらにもっとやっていくためにはこういうことが必要じゃないかということで、会の進め方は難しいと思

ますけど、あと何回かしかない中で、どういうふうにとめるかは非常に難しいと思うのですが、せめて幾つか出たポイントだけでも、全体像とそこだけは取り上げていって次回に投げかけていって、合意して進めていくということが必要なのかなと、お聞きしていて思いました。

委員) ちょっと飛躍した意見ですけど、今、実は学校先生たちが時間の確保ですごく苦勞していますよというところで、何か学校支援本部とかいうのをやろうみたいな話が出ていています。僕が非常に反対しているのは、例えば僕がPTA会長が終わった後、コーディネーターで入ってくださいなんて言われるのではなくて、副校長先生や担任の先生が電話をかけられなかったんですけど、代表に電話しておいでくださいよなどと顎で使える事務員みたいなのがいればいいんですが、遠くから来ている事務員の方はそれは絶対やってくれないので、結局、担任がものすごく苦勞している。その苦勞した状態で保護者に連絡をとったら、仕事から帰ってきたばかりでそんなこと言わないでくださいよといって、実はその子どもの状況は館長さんに聞いたら一番よくわかっているみたいなこともあります。そういう意味で、実は学校側にそういう事務的なことをきちっとやってくれる人がいて放課GO→と連動していくとか、ここまでやったら港区はかなり人口が増えるだろうと思いますけど、そこは本当に担任に負担がかかっているのも事実ですよ。それこそ、給食費の滞納は、港区は比較的金持ちが多いから少ないのかもしれないですけど、中にはいるわけで、その取り立てまでさせて、なおかつ、愛情不足の子どもは学校でも問題を起こす子も結構います。これは本当に現実問題です。だから、その辺をケアしてくれればいいのかなと思います。それと、保護者の一部で、自分の子どものことしか見てないのかもしれないんですけど、放課GO→に行ったら、先ほど特別支援のお話があって、「うちの子どもは誰も面倒を見てもらえない。何かただ送り迎えして終わっているのよ」みたいな無責任な発言をする人もいるわけで、そんな人が出ないように、やっぱり質の部分の確保というところで、それをテーマにすればいいのかな。ここまで数の確保をしたのはすごいことだと思います。先ほど僕が、学校が場所を提供していてそのままになっているのはどうなのですかと言ったのは、逆に、そうせざるを得なくてやっているわけですから、もうそれは事実として認めましょう。今度は質の部分に視点を变えてあげたほうがいい学校も幾つかあると思います。例えば、南山とかもそうだと思います。というところで、質の確保がいいのではないかな。ここも結構重要なポイントだと思います。やっぱり子どもと接する時間がすごく長いですから、そんなことができればいいのかなと思います。

委員) 児童相談所の立場から言うと、というか、仕事をしていて思うのは、やっぱり子どもの育ちはかかわる大人の連続性がとても重要で、学校から学童に行ったときに、学校で今日、こんなことがあったよということを少し申し送りしてもらってフォローしてもらうだけで、子どもの心が荒れるのを抑えられることがあるじゃないですか。本当にこんなことができるかどうかは別としてですけど、さらにそれをおうちに引き継いでもらおうと、「学校でこんなことがあって、こういうかわりをしたことによって落ちつきましたよ」と言って、それを知って、おうちで「おやすみなさい」をするのと、何も知らなくて、「今日、学校どうだった？」みたいな漠然とした会話で、「うん、別に」とかで終わっちゃうと、もう本当にその関係性は希薄になったまま終わってしまって、どうせ親なんかは何もわかってくれないみたいな話になってしまう。それで子どもの心はずっと荒れていくのに、親は「いや、全然、学校は問題ないと言っているし、先生からも何も聞いてないわ」みたいなことになっちゃってということがすごく多いと思うのが一つ。なので、今おっしゃったようなことが実現できたら、非行の防止にもなるでしょうし、虐待の防止にもなるだろうなと思ったりします。

座長代理) はい。

委員) すみません。発達障害の領域から、追加で発言させていただきますと、本村小学校の特別支援学級は、港の中で最もレベルが高いと言われていて、実はとても人気です。そういう背景もあって、本村にはよく人が流れていく。できなくなってくると、青山とか、支援学校に来るというルートがわりとできている関係で、とても人気がある支援学級、それはちょっと余談ですけども、発達障害は後天的につくられるエリアもあります。先天的にももちろんありますけれども、親とのかかわり方とか、地域とのつながりの薄さによって後天的につくられる部分というのもあるので、私はこの事業の中でも、13ページにある療育支援体制の整備及びネットワークの確立ですと、あと、児童発達支援センターの設置、新しい事業が展開されているということですが、ここに結構期待をされていて、まだ、具体的にはどこまで行っているのかなというのとはわからないんですけども、例えば放課GO→とか学童とか、放課後施設の利用に関しては、発達障害の子がどこにどれだけ入れるのか、その年度の前にわかっていたら、早目に人員を確保できて、4月の時点ではその体制が整うのかなというのをいつも思っています。いつも学童の募集、1月から募集ですけど、その前から少し把握していれば、連携がとれるし、人の確保がしやすい。たとえ委託したとしても、連携が得られればうまくいくんじゃないかなというのを年々、思っていました。また、提携後、お子さんとかかわりにおいても、大人が1人入ることで改善できることというのはすごくあるので、障害を持っている子どもたちも、きちんと集団生活が学習できるような、その質の部分においては、やっぱり連携とネットワークは早目に確立していただきたいなと思っています。

また、特別支援学校の親の中にも、かなり年齢を重ねれば重ねるほど離婚率が高い、母親の就労率が高くなっています。年々、PTAをやる人ができなくなっている実情があります。さらには、母親1人だけでは育てられないし、自分1人では育てられないということで、施設に送られるケースも実は何件かあります。なので、港区だからこそできる支援ネットワークを確立していただけたらなと思います。

委員) 私もおっしゃるとおりで、今回の1つのテーマだと思うのですが、子どもの問題は今、本当に多岐にわたりますので、例えば児童館の職員の専門性と児相の職員の専門性は違うけれども、1人の子どもに対しては、もしかしたら両方のスキルが必要になってくるということは、地域包括ケアが今、高齢者の世界でも出ていますけれども、子どもの世界でも、やはり地域を包括していくケアシステムみたいなものが日常のネットワークという言葉だけじゃなくて、有機的に結びつくようなネットワーク、場の連続性みたいなものも、区民から、学校の先生から、児童館、学童クラブ、民生の方、青少年委員の方、それから児相という専門性の高いところまでが全て有機的につながっていけるようなケアシステムがここにできれば、その質の向上というのはすごいですね。

委員) 青山特別支援学校は実は国際的な知的の遅れのある子が今、一気に来ていて、どうやら大使館のお子さんで知的に遅れがある子がみんな青山に来ているのですね。最近、話題になったのは、イスラム系のバングラデシュなどからいらっしゃっている知的障害のお子さんの給食をどうしたらいいとか、結局、自分たちで用意しなきゃいけなかったりとか、多分、港区を選んで支援学校に来ているという、かなり国際色が豊かなのも青山特別支援学校の特徴で、毎年、PTAの学年委員は4カ国、5カ国ぐらい、今年はロシア、バングラデシュ、中国、韓国というぐらい、要は言語もままならない保護者もかかわっていかなくちゃいけないので、もしかしたら中高生プラザでも、港区は多分、多言語というのも一つのキーワードになるのではないかなと思っています。学童とかでも多分、言語理解というのが出てくる

のではないかなと思います。

委員) 皆さんの意見を聞いていたのですが、質の向上というのは、私はもう何年も前から、この事業といつか保育園を増やすという話が出てからずっと言っていて、施設は増やせばいいのではなく、人員がいればいいのではなく、質が一番大事だと思います。若竹でもそうです。さっきおっしゃったように、確かに1月から学童の発達障害とか、ちょっと気になる子というのがどれだけ入るかというのがわかったら人員確保できます。ただ、入ってサポートする側が、その子がどうしてこういうふうになっているのだとか、その子が何でこうやって動き回っちゃうのか、貧困にしても、何でこういう背景があるというのがわからないと、ただいるだけでは支援はなかなか難しく、その子の原因がわかれば対応もしつかりできてくるはずなので、その辺も含めて職員やスタッフのスキルアップが必ず大事だし、特にスキルアップは、ただ口で言っている範囲だけじゃない。要するに、どういう勉強をしていくか、研修を受けていくかという具体的なところまでしっかりと落とし込んでいかないと、口で言うだけじゃスキルアップはできないし、見てやってくださいではできないので、そういう専門性のある研修に出るということも大切だと思っているし、発達支援カウンセラーなどの配置とか、そういういろんなことも含めて、各施設が質の向上をしていく必要はすごくあると思うので、一つのテーマとして、それはとても大事なことなので、それをしっかりと1個のテーマで柱としていくと、しっかりと固まってくるのではないかなと思いました。皆さんの意見のまとめみたいで申しわけないですが。

座長代理) ありがとうございます。別に柱立て1本にする必要はないのですけれども、たくさんの皆さんから、質の向上を図るためには何が必要なのかなというようにお話が出ているかと思います。これはもちろん第1グループでやっている保育、それから幼稚園でもおそらく同じ話で出てくるかと私は思います。そうすると、こちらの第2グループでは、とりあえず保育と幼稚園は第1グループで議論していただいて、それ以外の部分での学童もそうですか、それから、学童以外でも児童施設はありますし、それだけじゃないですね。例えば在宅子育ての支援のレベルを上げていくということもとても大事だと思いますので、そういう意味では全体的に、1つ、いずれにしても、量の確保というのはある程度、港区はこれまでとにかく力を入れていきますから、一定程度は、十分とは言えないかもしれないけれども、達成はできている。それは今回、この実施状況の報告を見ても一定程度ご理解いただけるのではないかと思いますので、ただ、それだけじゃなくて、それとあわせて質の向上を図るためにどんなことが必要なのかというのを次回以降、皆さん、委員さんたちのそれぞれのお立場で議論していただくというのが全体の今日の流れということでよろしいですか。おそらくその中で、何人かの委員さんからも出ています貧困という部分の1つの対策の糸口にもつながっていく可能性はあるのかなとは、私も皆さんのお話を聞いていて思いました。

委員) あと1点。101個のうち1個だけ、B、遅れているというのがあるじゃないですか。さっき出た民間の活用の仕方があるので、ここだけはやっておかなきゃいけないのかなと。さっき言ったお金を出せば何でもやってくれるのは置いておいて、例えば民間を使うときに最低限これだけというところだけ決めればいいのかという。お金がある人も含め。

座長代理) そこら辺もご意見をいただければと思います。正直、本当になかなか難しいところです。まだ若干時間があるから、補足でお話しさせていただきますけれども、港区は、学童クラブに育成料をとっていないです。無料で学童をご利用いただけます。今、23区の中で育成料を無料にしているのは港区のほかに、もう1区だけ、あとの21区は全部、育成料を徴収しているのですけど。

委員) おやつ代だけですか。

座長代理) そうです。おやつ代は実費ですから、おやつ代はいただきますけれども、それ以外に育成料ということではいただいているわけではないですけれども、やっぱりそういうところとのバランスもありますので、そうすると、一定程度のあり方の支援はしても、区の今の定員2,600いるわけですが、その2,600の枠組みの中に民間を入れていくとなると、そうすると、育成料どうするのという問題が絶対に出てきますので、また、ちょっと別の考え方に立った民間のサービス展開というのもありだろうなどは私も思っていますので、そこら辺も含めての議論というのを今、ちょうど我々もやっているところですが、

委員) ちなみに、ほかのところは幾らぐらいとっているのですか。

座長代理) ほかの区の学童は大体4,000円、月に4,000円から6,000円、高いところで7,000円ぐらいですかね。おやつ入れて9,000円です。

委員) 今、学童の質の問題という話になったときに、この区の学童クラブの質の問題のほうが先に解決しなきゃいけないというところに、逆に民間学童クラブに対する支援で、また量の話になるわけじゃないですか。民間の学童クラブの運営支援をするということは、またちょっと学童が増えていくみたいな感じになるので、それよりも先に、やっぱり今ある学童の質の問題というところをしっかりと話し合っていくほうがいいかなと、思います。

座長代理) わからないですけども、おそらく1つは、私が民間の支援ということで先ほど申し上げた後者のほうは、保護者の方に複数の選択肢を提供するという感じかなと。だから、少なくとも現状で言えば、港区の学童は無料で、なおかつ、皆さまご存じのようなサービスを提供している。例えばもう1段、2段、付加価値のついた学童の選択肢も保護者の皆さんに提供できるという意味では、民間を誘導していく意味というのは、ただ、そのかわり、当然料金はいただくと。それも質の向上の1つの形かなとは思いますが、ただ、やっぱりおっしゃられたように、今のうちのベースになっている学童の質の向上というようなもの、これは絶対にこれからもやっていかなくてはいけないことだと、私も重々認識しています。最後に、私からの連絡事項ですけども、第2グループについては、先ほどもご案内はさせていただきましたし、書面での連絡も改めて申し上げますけれども、次のグループ会議の日程は7月25日月曜日18時30分から20時30分ということで予定しておりますので、お願いいたします。事務局からの連絡事項については以上になりますので、これでこちらは終了とさせていただきます。